

柚木主査代理 次に、小泉龍司君。

小泉（龍）分科員 国守の会の小泉龍司でございます。

無所属の議員二人で構成する会派でありまして、なかなか質問時間がいただけません。本来であれば、きょうもこの三十分という時間はいただけないわけでありまして。各党の皆さんの温かい御配慮に、まず心から感謝を申し上げます。

連休中、ギリシャの財政破綻問題がマスコミにぎわわせました。連休明け、すかさず菅大臣は十一日の記者会見だというふうに思いますけれども、来年度の新規国債発行額を今年度の発行額までに抑えます、四十四兆三千億以下に抑えるという目標を明示されました。参議院選挙のマニフェストが議論されている折でもあり、また、ギリシャの問題が飛び火することを懸念するべき状況でもあり、非常にタイムリーな御発言だったと思います。特に、事務方に諮らずにおっしゃったというところを評価しているわけでございまして、応援する人もいるわけですから、その方向に向けてきょうは御指導をいただきたい、議論させていただきたいと思えます。

それだけではなくて、三月には、大臣は財政健全化法の必要性に踏み込まれました。九七年に成立し、九八年に施行されました財政構造改革法、不幸にして、施行されたその年にアジア金融危機が起きまして、がたがたと日本の経済が後退する中で、凍結、廃止に至ったわけでありまして。振り返ってみますと、以後十三年間、どの総理大臣もどの財務大臣も、財政再建に向けて立法措置に踏

み込むということはできなかったわけでありまして、よくぞまた言われた、言われただけでは困るのですけれども、でも、よくぞ言われた、このようにも思っているわけでございます。

もちろん、前提条件はたくさんあります。さまざまな要件を満たしていかなければ財政再建には行き着かないわけでありまして、まず衝に当たられる大臣が選挙に不利を承知でそういう腹を見せられたということは、それだけで既に、ギリシャ問題が飛び火することに対する一つの防波堤になっているというふうにも思っております。

そこで、四十四兆という線を引かれた趣旨、これは独立した質問として通告はさせていただいていないんですけれども、せっかくの機会ですから、どういうお考えでこの数字を出されたのかということ。

もう一つ、立法措置という点で伺いたいのは、麻生内閣も、不十分ではありますけれども、一歩とは言えませんが半歩、立法措置に踏み込んでいくわけです。御承知のように、二十一年度の所得税法を改正する法律の附則百四条で踏み込んでいきます。景気の回復を前提とはしていませんけれども、消費税を上げるんだということに踏み込んでいます。

これをどうされるんだろうかなというふうに思っています。臨時国会で、佐々木憲昭先生が、これをどうするんですか、前の藤井大臣が、これはない方がいいと思うんですけれどもと答弁されていたんですけれども、結局、残りしました。不作

為という形で意思決定されたわけですが、これを内閣として残すと。

そうすると、素朴な疑問が起きます。条件つきであれ消費税を上げると書いてある条文と、何であれかんであれ、景気回復しようとするまいが衆議院の任期中は消費税を上げないという鳩山内閣の方針とこれは矛盾する。二月の十六日の本会議で佐々木憲昭議員が菅大臣に伺いました、矛盾するのではないんですかと。矛盾しますとまたおっしゃったわけですね。矛盾する以上は、法律が優位でございますから、法律が勝っちゃうわけですから、では、鳩山内閣の公約は、その部分は自動的に変更されたのかどうか、整合的な説明がつかのかどうか。

私の思いは、立法措置に踏み込まれた以上、この百四条の附則もその趣旨は生かす、公約の方が変わっていつているんだ、そういう御答弁をいただきたいと思うのでありますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思えます。

菅国務大臣 私、この一月に藤井前財務大臣からこの役割を引き継ぎまして、初めてG7とかG20という国際会議に出ました。特に、二月のカナダのイカルイットのG7の中でも、ヨーロッパの皆さんの議論のほとんどは実はギリシャの問題でした。そして、最近になってワシントンで行われたG7、G20でも、特にヨーロッパ勢はこのギリシャのことで、その後、何度も電話会談なども日本も交えてありました。

そういう中で、もうよくよく御承知のように、報道でもギリシャのゼネストといったようなもの

があつて、私も改めて、ソブリンリスクとかいろいろな言葉は多少は知っておりますが、本当に財政が破綻したときに何が起きるのか、つまりは確かに予算が足りないとかいろいろな問題でも大変ではありませんけれども、財政が本当に破綻したときにはまさに国そのものが大混乱に陥る、さらに言えば、増税とかという財政運営も、主権国家でありながら IMF とかそういった国際機関にある程度ゆだねざるを得なくなるという、ある意味で主権の制限にまで陥るといふことを目の当たりにいたしました。

それに加えて、これも御承知のように、現在の単年度の財政赤字もかなり日本も高い水準であります。その残高は一八〇%以上ということで、ギリシャをさらに大きく超えて極めて高い水準にある。

そういった幾つかのことを、知識としてだけでなく、かなりリアルにこの間の経緯の中で見ておりまして、やはり、何とか日本のこの状況を、将来に向かって持続可能な形に持っていかなければならぬということを強く感じました。

余り答弁が長くなつても恐縮ですので、多少簡単にしますけれども、そのときに思ったのは、この二十年間の日本の財政運営、私も野党のときはかなり違うことを言っていたかもしれないので、余り言いくいところもありますけれども、一言で言えば、減税はたくさんやっただけでも増税は余りやってこなかった。二十年間を見ますと、大体四百兆ぐらい財政赤字が累積しておりますが、二百兆ぐらいは大体税収が下がっている、二百兆

ぐらいが逆に社会保障費がふえている、それが全部赤字国債、建設国債という形でたまっている、こういう構造になつていて、このままの中でいけば、日本の財政が成り立たないだけではなくて、日本のこの今の閉塞状態を打ち破れないことになつてはないか、私はこのように考えているわけ

です。  
 そういった意味で、四十四兆三千億、つまり、今年度の国債発行額を超えないで来年度の予算を、できるだけ超えないようにしたいということをお願いしたのは、実は、若干、一部誤解があるのは、それだけ財政を縮小しようということを必ずしも言っているわけではありません。今のデフレ状態の中では、やはりある程度財政が動してお金を回さなければいけない。しかし、回すやり方として、国債で借りて回すのか、それとも税でいただいて回すのか、借りて回すことができれば、それはそれも一つの道で、これまでやってきたわけですが、これ以上借りるのを続けていると、先ほどのギリシャのような問題に立ち入らないとも限らないところまで来ている。そう考えれば、私は、税構造を根本的に考えなければならぬ時期に来ているのではないかと。こういうこともあわせて、今、税調の専門家委員会の方では、専門家の中で御議論をいただいているところであります。

その中で、附則百四条のことがありますが、実は、同時に今、自民党は、財政健全化責任法という法律を参議院で提出されております。私も質疑の中でそういった議論をやりまして、つまりは野党の皆さんも、かつて与党の皆さんであります

から、そういったことを非常に強く感じておられる方もあるわけでありまして。

そこで、百四条については、確かに、ある時期、鳩山内閣の方針とは矛盾しますので、これは二十三年度末ですから、平成でいえば二十四年の三月末までに何らかの処理をするということを答弁しておりますし、今も公式的にはそういった答弁を続けなければならぬと思っております。

ただ、あえて言えば、二十三年度末というのはこれからもう一年少しありますので、その間に、この財政再建の道筋について、もちろん鳩山内閣としても中期財政フレーム等を六月に提出することにしたしておりますが、場合によっては与党を含めた議論の中では、自民党が麻生政権時代に出版されているこの予算総則の百四条も、現在参議院で出されている財政健全化責任法も、まだ出しておりませんが鳩山政権として多少準備をしているという健全化法についても、場合によっては国会の場と野党を超えて広く議論をすることがあつてもいいのではないかと。

実は、アメリカ力では、オバマ大統領のもとに、共和党、民主党の間で共通の委員会ができていて、そういうことを承知しておりますけれども、そういうことも考えながら、今お答えしましたように、附則百四条については、原則的には二十三年度末までには廃止するなりなんなりで処理をしなければならぬけれども、場合によっては、それまでの間の議論の中に生かすことができれば、まさに小泉議員が言われたように、生かす場面もあり得るといふふうに思っております。

以上です。

小泉（龍）分科員 そうしますと、政府の方で今お考え、視野に入っている財政健全化のための立法措置、このタイミングはいかようになるか、またやり方はいかようになるかはまだわからないわけでありませうけれども、それに含めていく、それに巻き込んでいく、それに包含していくという形を考えていらつしやるということと、それから二十四年の三月末までの間はこの法律の方が優先するといふふうに聞こえましたけれども、そういうことでよろしいですか。

ここで細かく詰める意味は余りないのですけれども、しかし、これは政府の法律と内閣の公約でありますから、国民にきちっとそこは寸分のすきなく説明できないと、これだけ大事な問題にすき間があると、やはり日本国自体が見くびられますので、それは国際投機資金の目から見たときアリの一穴になりかねませんから、そういうことも考えて、短く御答弁ください。

菅国務大臣 先ほど申し上げましたように、ちよつと確定的なことは率直に言つて申し上げるところまでいっておりません。

ただ、自身の考え方としては、そういう幅を持って総理とも御相談しているということが一点と、この附則については、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と法律上なっておりますので、確かに法律が一つの規範的力を持っているわけですが、しかし、「二十三年度までに」と書いて

てあるということは、それまでにはそれを変更することもできるわけですので、そういう意味で、先ほど申し上げたように、これを一〇〇％のまま生かすということまでお約束することはできませんが、二十三年度末までには、こついつた議論が与野党を超えてできるようになるとすれば、そのときにあわせてこれも必要な形の処理をすることができるとは思いますが、このように考えております。

小泉（龍）分科員 わかりました。

いずれにせよ、我々にあとどれぐらい時間が残されているのかということには不安です、確かに不安です。だけれども、マーケットに聞くわけにもいきません。

そこで、二つの観点からマーケットをウォッチされていらつしやると思えますけれども、財政当局としてぜひ、一つは、デリバティブの一種ですね、ソブリン物の国債のデフォルトリスクを肩がわりしましょう、そのかわり手数料を取りますよという、クレジット・デフォルト・スワップ、CDSというもののマーケットが、この一年間で見る限り、日本の国債のCDS市場が一・八倍に膨らんだ。絶対水準ではまだ大きなマーケットではありませんけれども、やはりそこに関心が集まっています。もちろん保有者は海外投資家であります。九五％を国内投資家が持っている日本の国債でありますから、まだ今のところ、このCDSマーケットの動きが国内の長期金利に直接は連動していませんけれども、最終的には、ギリシャの例を見ると、ギリシャ国債のCDSは暴騰しました。

したがって、国際投機資金が揺さぶりをかけるときにはこのCDS市場の地合いを見ると思いますが、このCDS市場に火がつけられるかどうかという、燃え上がり方が、うまく燃えてくれそうなもぐさに見えたときには火をつけてきて、暴落を誘発する、しかけてきます。ですから、ぜひそういう観点で見たい、御答弁は結構です、そのようにお願いをしたいと思います。

もう一点、図表の二でございます。細かい図表で申しわけありませんが、日本の国債はあとどれぐらい発行できるんだろつかという俗説がたくさん出てきております。個人金融資産千四百兆、地方の長期債務残高が八百六十二兆ですか、まだ差があるんじゃないか、まだ六百兆ぐらい出せるんじゃないかという議論がありましたので、日銀の資金循環表を十年刻みで並べてみたわけです。

左側が家計でございます。これは、ネットアウトした、ネットで見ると資産超過が家計だけです。中ほどに、一般政府のマイナスが並んでいます。九〇年から二〇〇〇年までの間に二百五十兆、マネーフローベースで債務がふえました。二〇〇〇年から二〇〇九年まで二百五十兆ふえています。失われた二十年の前半の二百五十兆の政府のマイナスは、家計の資産の増加で賄ったわけであります。家計資産が三百兆ふえましたから。この家計資産を政府に突っ込めば、二百五十兆のマイナスはおつりが来ました。しかし、この十年、個人資産は百兆しかふえません。デフレ基調が続く限り、もつバケツの大きさは大きくならないわけでありまして、あとは入れかえです。民間の資金を食い

つぶしながら、一般政府の借金がふえる、さらに海外にお金が流れている。

これを、先ほど大臣が言われたように、増税によって家計から法人企業に持つてくるという方法もあるかもしれません。しかし、やはりこれはなかなか簡単に答えが出る問題ではありません。財政規律の問題と同時に、成長戦略です。つまり、国の根幹が揺らぎ始めている、財政の問題だけではない、将来の担税力を食いつぶしながら国が借金を始めていくという、財務省だけの問題ではない、そういう認識もぜひ持っていただければありがたいと思います。技術的な問題ですので、時間の関係もありまして、これも御答弁は結構でございます。

そこで、とはいっても、すぐ消費税の増税とはいかないわけです。やはりいろいろな、特別会計、あるいは事業仕分け、後ほど申し上げます我々議員の定数の問題、公務員給与の問題をならしていかなければ、増税が国民の理解に到達するということはなかなか難しい。半年では難しい。一年、二年の時間が必要であります。来年度、予算が組めるのかという問題にも、当然、日夜突き当たっていらっしゃるだろうと思います。

先ほど城井議員からも特別会計のお話がありましたけれども、よく頑張つて埋蔵金を出していただいてる外為特会、今年度の剰余金も予定額をもつ出してしまつたよ、もつ丸裸だよという御説明なんですよけれども、やはり最後にこの二十兆ですね。全部出せとは言いませんけれども、また、これが全部出てくるとなると、歳出膨張圧力がえ

らく高くなつて、マニフェストが膨らんでえらいことになるので、余り公に議論するのはどうかと思いますが、しかし、大臣のポケットに入れていただける余地があるんじゃないかと私は思っていますね。

というのは、財務省の説明によりますと、百二十三円だそうです、これまでドルを買つてきたドル買い介入してきたそのときの加重平均値は、ドル百二十三円でドルを買いました。したがつて、そこから先は、円高になれば目減りをします、九十七円を超えれば、今ある二十兆の積立金で埋め合わせることができなくなつて、計算上、負債超過になります、既に負債超過です、二十兆を手放すわけにはいきません、こういう御説明です。

しかし、普通のファンドではないのです。これは、普通のファンドじゃない。つまり、幾らでもと言つては語弊がありますが、借りがえができません。損を覚悟で売らなきゃいけないという場面はないんです。銀行から借金してそれに期限があるならば、損を覚悟で資産を売らなきゃいけない。でも、為券を出せば借りがえができるんです。わざわざ損を出すところで売る必要はないし、百二十三円から円高になつたところで、円高介入するかと。

日本の産業構造が変われば別ですよ。しかし、自動車産業が、百円を切れば、トヨタで三百億、日産で二百億、一円で為替差損が出ると言つていく産業構造のもとで、どうしてドルを売るという介入が起り得るんだろうか。事務当局に聞きま

すと、いや、それはありますよ、七十円からさらに円高にしたくなるのが起り得ますよ。それはない。産業構造が変わらない限りないわけですから、計算上の問題です。

つまり、この外為特会やばいよという理解にならなければ、マーケットが理解すれば、これは大臣が、いざいざ。ただ、条件があります。これを最後に財政再建の道を進むということです、立法措置に入るとのこと。そのための十兆であれば、国民に理解が求められると私は思いますけれども、いかがでしょうか。

菅国務大臣 外為特会については、今言われた積立金の二十兆の問題、さらには、外貨の金利差によつて、フローとしての埋蔵金というのでしょか、そういうものが生み出されてきて、それも毎年いわゆる税外収入という形で予算に組み入れてきて、ある意味ではかなりいろいろ活用させていたできてきたところであります。

今おっしゃつた意味は、私なりに理解はできるんですけども、なかなか、おっしゃる通りに、確かに、一ドルが百二十二円なりあるいは二十三元でちょうどプラス・マイナス・ゼロですから、それよりも高い段階で売ることはないから、今の含み損は、ちよつと表現を変えれば、それよりも高い段階で売らない限りは確定はしないんだから、そこところは余り気にしないでというのか、使うことも可能ではないかという、このことについては、ぎりぎりになつたときには多分小泉先生が言われたことを頭の中で思い出すんじゃないかという、そういう意味で、しっかりと受けとめさせ

ていただきたいと思えます。

小泉（龍）分科員 わかりました。

大臣の腹が、立法措置だ、財政再建だと固まっているから申し上げられるわけで、腹が固まっていない財務大臣にこれを出すと、また使われてしまつて終わりになるわけでありまして、菅大臣なら、これを有効活用、これを時間に変えていただく、その時間の余裕の中で特別会計をきちつと処理する、公務員給与もやる、最後に聞きますが、我々の歳費もやる。その条件つきならば、マーケットは理解する。マーケットも外為特会を見えますから、ファンドとして、それが揺らぐということが起こらないように、まあ、そのとき財投債を出さなきゃいけなくなるとか、さまざまテクニカルな問題はありますけれども、ぜひお心に置いていただければありがたいと思えます。

特会は、もうこれは主張だけです。母屋でおかゆ、離れすぎ焼き、この比喻が物すごくきいてしまつていまして、選挙区を回ると常にこの話が出ます。相当塩川大臣の比喻がしみ込んでいますので、よつぽどしつかり特会をやらないと、公益法人とか独法だけじゃ済まないです、もう一回本家本元の特会の話に戻る必要がある。

これも提言だけしておきますけれども、財政投融资、外国為替資金、地震再保険、エネルギー対策、労働保険の労災勘定の五つの会計だけは、適正な積立金規模が予算書に明示をされています。つまり、この金額が多い少ないを議論できるわけです。議論ができない残りの会計は、積立金があったとしても、多いか少ないか判断基準がない。

それなりに財務省の法規課の説明は聞いていますけれども、国民の目があります。離れすぎ焼きは出ていないんだということを示すためには、剰余金がきちつと処理される前提として、この積立金の適正規模をぜひ財務省主導のもとで、テクニカルな問題は困難があると思えますけれども、根拠を示して明示をするという取り組みをしていただきたいと思えますが、一言、短く。

菅国務大臣 特別会計については、私からですが、枝野行政刷新担当大臣が、次の大きな課題として取り組むという姿勢を明確にされております。

今お話にありましたように、まずは、離れでこつそり何をやっているのかわからないということにならないように、御指摘のように、しつかりと、もう一度役所の中で、どこまできちんとオープンにできるのか、そのことをさらに検討してみたいと思えます。

小泉（龍）分科員 よろしくお願いをいたします。いつの間にか事業仕分けの方に注目が移っていますけれども、国民は特会のことを忘れていませんので、ぜひ、しかとお願ひしたいと思います。時間がありませんので、為替レートの、人民元の問題について簡単にお伺いしたいと思います。

北京オリンピックが開かれて、人民元が安いという議論、あれだけの経済大国であるのに人民元が安いと。これはごく最近の問題だというふうにとらえられているわけですが、三十年前に、人民元、一ドル当たり一・七元。今、六・八。つまり、三十年間で四倍も人民元は安くなっているんです。

ね。これが日本のデフレの隠された主因なんです。

これは、購買力平価で計算してみますと、つまり、物の価値ではかつてみますと、中国の国民が一年間に買うもの、コップとか服とかネクタイ、これを山積みになります、日本人が買うものを山積みになります、ドルに換算しないで購買力平価で換算しますと、中国の人が買う物質の量は、日本の山の二倍です。実質 GDP は二倍なんです。つまり、それだけ過小評価されています。それが日本のサービス業あるいは製造業に影響を与えないはずはないわけでありまして、デフレの一番大きな原因は、この中国の通貨政策。

大臣は、四月二十二日に、ガイトナー米財務長官と会談された際のインタビューで、これは新聞の限りですから不正確かもしれませんが、人民元の切り上げ問題はどちらかという米中の問題だとおっしゃったんですけれども、塩川大臣のときにも私は申し上げたんです、これは日本の問題です、日本のマーケットの問題です。我々辺境民族は、為替レートは外から来ると思っているんです。アメリカにしても、中華思想を持っている中国は、為替レートは自分たちが操作すると思つているんです。そのギャップです。それをどうしても越えられないんです。

ですから、政権がかわつたこの際に、ぜひ、為替レートはマーケットが決めるというのはきれいなことですよ、マーケットは交渉で決めるんですよ。議会もしつかりまた反応しなければいけない。アメリカの議会は、為替操作国だといって中国を責めますよね。我々の議会も無力だと思えますけれど

ども、為替レートに対してしかとやはり対峙する、特に人民元に対して対峙する、この点について大臣のスタンスを伺いたいと思います。

菅国務大臣 この人民元の議論は、もちろん中国自身も非常にびりびりしておりますし、アメリカも意外とこの問題では、議会筋はかなりはつきり言っていますけれども、ガイトナー長官などは、必ずしも、公の席では非常に慎重な言い回しをいたしております。

それで、今、小泉議員の方からデフレの原因という御指摘があつたので、私なりにもう一度改めて検討してみたいと思いますが、一般的に言えば、日本と中国の間の貿易のインバランスというのはそれほど大きくはないということを考えますと、いわゆるアメリカと中国の場合は、当然、アメリカが貿易収支が物すごく赤ですから、かつての日本に対して為替を変更しろということを書ラザ合意のときに言ったように、そういうことが論理的にはわかりやすいんですけれども、日本の場合には、日中の間でのそういう構造にはなっていない。

これが、一般的には、私も、為替は余り大きく変動がないままで柔軟性がある形ということは、多少はじわじわと調整された方がいいとは思っておりますけれども、そういった状況があるものから、余り日本がアメリカよりも前に立って、こうしろ、こうすべきだということは、率直なところ控えているというのが今の私の姿勢です。

小泉（龍）分科員 アメリカの前に出る必要はないかもしれませんが、アメリカと並んでぜひ押

していただきたいと思います。

時間がありませんから最後の質問になると思いますが、政治家としての菅大臣の直観力でお答えいただきたいのですが、財政再建を考えるとときに、我々、三二集会、対話集会でいつも苦しい答弁に終始するのは、我々の給与を減らしていない、政党助成金を減らしていない、我々の歳費、政党助成金について事業仕分けがないと。タイミング悪いことに議員会館が建て直しになるわけです。この間、うちの地元からバスが来まして、えらく怒られたわけです、何で財政が大変なときにこんなものをつくるんだと。たじたじになりました。

議員歳費の話は、これは議会の話ですから、政府の話ではありませんけれども、民主党を率いる政治家である菅大臣として、我々の給与も、期限つきでもいい、二割、三割カットするという覚悟を示す必要が、国を救うためにはあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

菅国務大臣 先日、イギリスが新しい内閣ができて、報道によれば、最初に決めたことが、たしか5%でしたか何%かを歳費を五年間はカットするということを新しい内閣が決めたというふうな報道がありました。

私たちも、ある段階で何かきちんとした方向性を出すときには、もちろんこれは国会の問題でありますから政府が一方的にということではありませんが、まさにおっしゃるように、私たち自身もしっかりとそういう姿勢を示すことが必要になるのではないかと、私もそのように考えておりますが、それはそういう何かのときに、また御一緒に議論

していきたくて思っております。

小泉（龍）分科員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

終わります。

柚木主査代理 これにて小泉龍司君の質疑は終了いたしました。